

# 借換支援資金融資

# 区借換

令和8年4月版

融資名	融資限度額	資金 使途	償還期間 据置期間	年利率	利子補給	信用保証料 補助
借換支援 資金融資	既存債務額×120% ただし上限5,000万円まで	運転 (借換)	10年以内 12か月 以内	2.0% 以内	0.5%以内 (本人負担 1.5%)	全額補助 ※

## 申込受付期間

令和8年4月1日(水)より

※  
借換に伴い繰り上げ償還を行い、  
信用保証料の返戻金のあった場合は、  
返戻金を区に返還後の補助となります。

## 融資対象者

融資対象者は、次の各号に規定する要件を満たし、融資の返済が可能であると認められる中小企業者です。

- (1) 江戸川区内に住所（法人にあっては本店）を有する中小企業者であること。ただし、事業所を区内のみに有し、3年以上経営実績のある個人については、この限りでない。
- (2) 江戸川区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。ただし、1年以上経営実績があり、かつ、本店を区内に移した法人については、この限りでない。
- (3) 個人にあっては特別区民税又は市町村民税を、法人にあっては法人住民税又は法人市町村民税を完納していること。ただし、地方税法第15条若しくは同法第15条の4の規定による徴収猶予又は同法第20条の5の2の規定による期限の延長がなされた場合は、この限りでない。
- (4) 法律に基づく資格、許認可等を要する業種にあっては、その資格を有し、又は許認可等を受けていること。
- (5) 信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
- (6) 中小企業等経営強化法第21条第2項による認定経営革新等支援機関の支援を受け、借換事業計画書（経営改善計画）の作成を行うこと。
- (7) 次のいずれかに該当していること。
  - ① 最近3か月<sup>※1</sup>の売上高の合計が、前年同月比と比較して5%以上減少していること
  - ② 直近（前期）決算の売上高または売上総利益<sup>※2</sup>が、前々期決算と比較して5%以上減少していること
  - ③ 最近1か月の売上高が、最近1か月から前年同月までの期間<sup>※3</sup>のうち任意の連続する3か月間の売上高の平均と比較して5%以上減少していること

※1 最近3か月とは、申請月の前月（事情により前月の数字が確定していない場合は前々月）から、その前2か月を含む3か月の期間を指します。

※2 売上総利益とは、（売上高）－（売上原価）のことを指します。

※3 最近1か月が令和8年4月の場合、最近1か月（令和8年4月）～前年同月（令和7年4月）の13か月となります。

## 資金使途（借換対象融資）

- ・資金使途は経営改善計画に即した以下の既存債務の借換及びそれに要する諸費用などの運転資金
  - ・江戸川区のあっせん融資の各制度。過去の借換融資からの借換え利用も可とする。
- ※ 取扱金融機関以外の他の金融機関の融資の借換えも可とする。

## 保 証

- (1) 原則として信用保証協会の保証を要します。
- (2) 連帯保証人は、信用保証協会の基準によります。（個人：原則として不要、法人：原則として代表者）

## 申請に必要な書類

※下記のほか、審査の過程で資料の提出を求める場合があります。

1	江戸川区中小企業振興事業資金融資申込書（黄色2枚組）【区指定様式】	
2	借換内容・改善計画資料 ・「借換事業計画書（経営改善計画）」【区指定様式】（原本と写し1通） 既存債務の取扱金融機関の同意による他の金融機関債務への借換の場合は、以下の資料も添付 ・「借換同意書」【区指定様式】（原本と写し1通）	
3	利子補給金申請等委任状（白色2枚組）【区指定様式】	
4	信用保証料補助金交付申請書（青色2枚組）【区指定様式】	
5	資格証明書（写）、許認可証（写）等 ※法律に基づく資格及び許認可等を要する業種の場合は添付	
6	売上高等計算書 【区指定様式】中小企業相談室で配布、ホームページ掲載	
7	売上高、売上総利益、営業利益等の減少を確認するための資料 （詳細は『制度に関する質問と回答』の問6を参照のこと）	
	《法人》	《個人》
8	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）	印鑑証明書（申込人のもの）
	印鑑証明書（法人のもの）	
9	法人税納税証明書〈その1〉又は法人事業税納税証明書	所得税納税証明書〈その1〉又は個人事業税納税証明書
10	法人都民税納税証明書 （又は法人市町村民税納税証明書）	特別区民税納税証明書又は市町村民税納税証明書 ※江戸川区民（住民税を江戸川区に納めている方）は省略可

※NPO法人の場合は、上記の書類に加えて、前事業年度の「事業報告書等」（写）（原則として東京都の受付印のあるもの）を添付

※郵送希望の場合は、返信用封筒（レターパック、またはサイズ角2以上の封筒に送付時と同重量の簡易書留分の切手を貼付）

## 計画策定から融資実行まで

※金融機関代行可

- (1) 経営改善計画を策定し、認定経営革新等支援機関の承認を受けます。
- (2) 申込書類に必要な書類・資料は、上記「申請に必要な書類」を参照してください。
- (3) 審査の結果、申込内容があっせんに適している場合、希望金融機関あてに紹介書を発行します。
- (4) 金融機関及び信用保証協会にて融資の可否について審査のうえ、融資が実行されます。
- (5) 融資実行後、金融機関を通じて、借換内容がわかる書類（協会の保証書（写））を区へ提出します。

《提出先》 江戸川区中小企業相談室（〒132-8501 江戸川区中央1-4-1）

## 制度に関する質問と回答

### 問1 【借換えの対象①】

中小企業事業資金融資（マル区）と東京都のコロナ制度融資（伴走支援）を利用しています。借換えが可能ですか。

答) 借換えの対象となるのは区のアッセン融資のみです。東京都の制度融資や、金融機関独自の信用保証付き融資は対象になりません。

### 問2 【借換えの対象②】

『特例借換資金融資』を利用しています。『特例借換資金融資』と既存の区融資を利用しています。借換支援資金融資の利用は可能ですか。

答) 可能です。『特例借換資金融資』からの借換えも可能ですが、『特例借換資金融資』を既存の区融資と併せて利用することも可能です。

### 問3 【セーフティネット保証の適用】

借換支援資金融資にセーフティネット保証を利用することは可能ですか。

答) 借換支援資金融資には保証制度の指定はありません。セーフティネット保証の利用については、借換対象と責任共有制度の適否によりますので、信用保証協会へお尋ねください。

### 問4 【条件変更を行った場合】

借換支援資金融資を条件変更した場合、利子補給はどうなりますか。

答) 返済期間の延長や元金返済の停止や減額などの条件変更＝リスケジュールを行った場合、返済が続いていれば、当初約定範囲で利子補給は継続します。

### 問5 【借換後の新たな融資の申込み】

経営安定資金特別融資（経営安定）と中小企業事業資金融資（マル区）を借換えました。

その後、仕事を引き受けるため、運転資金が必要となったのですが、再度『経営安定』を利用することは可能ですか。

答) 可能です。借換支援資金融資を申込みした事業者も利用枠がある場合は再度、『経営安定』を利用することは可能です。

問6

【売上高の減少確認資料】

確認資料とは、どのような資料が必要ですか。

答) 確定申告に用いた損益計算書、製造原価報告書などの決算報告書の写しを提出してください。

① 最近3か月の売上高の合計を前年同月比と比較する場合の例

●前年分（前期分）の決算書類

○法人の場合・・・法人事業概況説明書の表裏

○個人の場合・・・青色申告決算書（損益計算書の表裏）

●当期分（今期分）の資料

○月別の試算表、損益計算書、売上表など

② 直近（前期）決算の売上高または売上総利益を前々期決算と比較する場合の例

●決算申告書2期分（前期・前々期）

○法人の場合・・・損益計算書・貸借対照表

※ 損益計算書・貸借対照表の写しに社名が記載されていない場合は、決算報告書の表紙の写しも添付してください。

○個人の場合・・・青色申告決算書（損益計算書）

※ 個人事業者の場合の「売上総利益」は、「売上金額」から「売上原価」のみを控除した「差引金額」を当てます。

③ 最近1か月の売上高を最近1か月から前年同月までの期間のうち、任意の連続する3か月間の売上高の平均と比較する場合の例

上記の①と同様です。

④ その他注意点

●以下の資料は確認資料とはなりません。

○事業者名の記載のない資料

○区が、客観性・信憑性が低いと判断した資料

●資料の客観性・信憑性を確認するため、以下のものを求めることがあります。

○担当税理士の署名・押印

○請求書・領収書等の写し

（日付・発行者・あて先が明記されているもの）

○その他区が必要と認めた資料